

答申第5号

平成28年4月15日

行田市長 工藤正司様

行田市情報公開・個人情報保護審査会  
会長 町田 知啓

答 申 書

平成28年1月19日付け行都第1388-1号で諮問のあった件について、次のとおり答申します。

**第1 審査会の結論**

いのちを守る森づくり実施計画に係る起案書類（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を非公開とした決定については、異議申立人（以下「申立人」という。）が公開すべきとする部分のうち、別表に掲げる部分を公開すべきである。

**第2 異議申立てに係る経緯等**

- 1 平成27年10月2日、申立人は、行田市情報公開条例（平成15年条例第21号。以下「条例」という。）第6条の規定により、行田市長（以下「実施機関」という。）に対し、「いのちを守る森づくり実施計画に係る起案書類」を対象とする行政情報の公開請求をした。
- 2 平成27年10月15日、実施機関は、上記請求に対して、対象となる行政文書を特定し、条例第7条第1号及び同条第2号に該当することを理由として部

分公開の決定を行い、申立人に対して、同日付け行都第958号により通知し、平成27年11月2日にその写しを交付した。

3 平成27年12月28日、申立人は、当該処分を不服とし、実施機関に対し異議申立てを行った。

4 平成28年1月21日付け行都第1391号で、実施機関より本審査会に行政情報部分公開決定理由説明書の提出があった。

5 申立人より、平成28年1月27日付けで、行政情報部分公開決定理由説明書に対する意見書の提出があった。

### **第3 本件申立ての趣旨**

本件申立ての趣旨は、本件非公開情報のうち、森づくり環境再生実行委員会の委員及び役員の氏名の公開を求めるものである。

### **第4 申立人の主張要旨**

申立人の主張は、異議申立書及び意見書の記載によれば、おおむね以下のとおりである。

いのちを守る森づくり植樹祭は、税金によって運営されたものであり、行田市において重要な事業の一つである。いのちを守る森づくり植樹祭の実施において重要な役割を担っている森づくり環境再生実行委員会の委員及び役員の氏名は、明確にすべきである。

### **第5 実施機関の説明要旨**

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

1 森づくり環境再生実行委員会の委員及び役員の名簿は、市報やホームページで公開しているものではない。

また、委員又は役員となるにあたって、各委員又は役員に対して、氏名を公開することの同意を得ているものではない。

加えて、本件対象文書に記載のある委員及び役員の中には、当時団体等で就いていた役職により選ばれた者がおり、既に任期を終え役職を離れている者もいる。

これらのことから、条例第7条第1号ただし書きアに規定する、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報には該当しない。

2 森づくり環境再生実行委員会は、審議会などのような市長の附属機関ではなく、委員に対して行田市から謝金を支払っているものではない。

このことから、条例第7条第1号ただし書きウに規定する、公務員の職及び職務遂行の内容に係る部分には該当しない。

3 平成27年10月15日付け行都第958号では、公開することができない部分並びに公開しないこととする根拠規定を適用する理由として、条例第7条第2号に該当することをあげているが、誤りであり、本件対象文書には同号に該当する情報は含まれていない。

4 行田市教育委員会に所属する委員の電話番号として記載されている内容については、本来各委員の在籍する学校の電話番号を記載すべきであったが、実際に記載のある電話番号は誤記であり、1箇所は実行委員

会に全く関係のない個人宅の電話番号であり、もう1箇所は当該委員の在籍していない、別の学校のファクシミリの番号である。

## 第6 審査会の判断

### 1 基本的な考え方

条例の基本的理念は、市民の知る権利を尊重するとともに、実施機関が積極的に行政情報を提供することにより、市政に対する理解と信頼を深め、より公正な市政の運営を確保し、市民参加の開かれた市政の一層の推進を図り、併せて福祉の向上に寄与しようとするものである。

このような基本理念を実現するためには、実施機関が保有する行政情報は、公開を原則とするべきである。

もっとも、その行政情報の中には、公開することにより、個人のプライバシーや法人等の正当な利益を侵害し、行政の公正かつ適切な執行を妨げ、ひいては市民全体の利益を損なうものもある。このため、条例第7条第1号ないし第6号は、制度の趣旨、行政情報の公開・非公開に係る公益性、有用性等を総合衡量した結果、原則公開の条例においても、なお、例外的に非公開とせざるを得ない情報があると判断し、これを適用除外事項として具体的に類型化して規定したものである。

### 2 判断すべき内容について

本件申立ての趣旨は、本件非公開情報のうち、森づくり環境再生実行委員会の委員及び役員の氏名の公

開を求めるものであるが、実行委員会の委員等の氏名が記載されている文書のうち、非公開とされた部分には、氏名のほか住所、職業、電話番号が記載されていることから、実行委員会の委員等の氏名が記載されている文書に記載されている事項のうち、非公開とされたものについて判断する。

### 3 条例第7条第1号本文該当性について

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」を、原則公開の条例における適用除外事項として規定している。

ここで、本件対象文書に記載された、実行委員会の委員等の氏名、住所等の各情報が条例第7条第1号本文に該当するかを判断するに、これらは個人に関する情報そのものであり、かつ特定の個人を識別することができるものであるから、条例第7条第1号本文に該当すると認められる。

ただし、行田市教育委員会及び行田商工会議所に所属する委員等の住所として記載されている内容は、当該委員等の在籍する学校又は行田商工会議所の所在地であって、既に公知のものであるから、「個人に関する情報」とさえ言えず、条例第7条第1号本文に該当するものではない。

また、行田商工会議所に所属する委員等の電話番号として記載されている内容は、行田商工会議所の電話番号であり、やはり既に公知のものであることから、

「個人に関する情報」とさえ言えず、条例第7条第1号本文に該当するものではない。

なお、行田市教育委員会に所属する委員等の電話番号として記載されている内容が当該委員の在籍する学校の電話番号であれば、条例第7条第1号本文に該当するものではないが、実施機関の説明によれば、実際に記載されている内容が誤記であったことから、第三者へ不利益を与える可能性があり、公開することは適当ではない。

#### 4 条例第7条第1号ただし書該当性について

##### (1) 条例第7条第1号ただし書の規定について

同号ただし書アは、「法令及び条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」については、例外的に公開しなければならない旨を規定している。

また、同号ただし書ウは、「当該個人が公務員である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、例外的に公開しなければならない旨を規定しているものであり、公務員の職務の公益性に鑑み、情報公開の原則に立ちかえるものである。

##### (2) 氏名について

実施機関の説明によると、実行委員会の委員等については、その名簿を市報やホームページで公開しているのではなく、委員等に就任するにあたって、氏名を公開することの同意を得ているものではないとのことである。

しかし、N P O 法人の代表者である委員等の氏名については、各団体のホームページ等で、活動状況を確認したところ、既に公にされていることから、「慣行として公にされている情報」として、同号ただし書アに該当すると認められる。

また、行田市教育委員会に所属する委員等は、公務員であり、その職務の一環として実行委員会の委員等に就任していることから、同号ただし書ウに該当すると認められる。

行田市 P T A 連合会は、行田市にある学校の P T A 会長から構成される団体であり、その構成員は、全員が P T A 会長としての活動において、氏名が既に公にされていることから、「慣行として公にされている情報」として、同号ただし書アに該当すると認められる。

自治会連合会は、各地域の自治会長により構成される団体であり、その構成員は、全員が自治会長としての活動において、氏名が既に公にされていることから、「慣行として公にされている情報」として、各自治会連合会に所属する委員等の氏名についても、同様に、「慣行として公にされている情報」として、同号ただし書アに該当すると認められる。

行田商工会議所に所属する委員等の氏名については、商工会議所法第 6 条に、商工会議所が「その地区内における商工業の総合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする。」と公的性格を有することが規定されていることから、商工会議所の職員は、その氏名を非公

開とすることは適当でなく、原則どおり公開すべきである。公務員ではないが、公務員に準じて考え、同号ただし書ウの準用とも解釈できる。

(3) 職業について

行田市教育委員会に所属する委員等の職業として記載されている内容は、当該委員等の公務員としての職であることから、同号ただし書ウに該当すると認められる。

また、行田商工会議所に所属する委員等の職業として記載されている内容は、当該委員等の行田商工会議所における役職である。そうであれば、「慣行として公にされている情報」として、同号ただし書アに該当すると認められる。

4 結論

以上の理由から、本件処分については、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

5 付言

本件申立ての趣旨には含まれていないが、本件対象文書のうち、いのちを守る森づくり植樹祭の指導者の氏名については、市報やホームページで公にされており、条例第7条第1号ただし書アの「慣行として公にされている情報」に該当することから、非公開とする理由はなく、住民の知る権利に奉仕するという情報公開制度の趣旨に鑑み、公開すべきであったと考える。

**第7 審査経過等**

平成28年 1月19日 実施機関より諮問。

2月 9日 審査会開催。

3月18日 審査会開催。

4月15日 答申。

行田市情報公開・個人情報保護審査会

会長	町田 知啓	弁護士
副会長	青柳 卓弥	大学教授
委員	加藤 道子	弁護士
委員	岩切 大地	大学准教授
委員	島村 和男	元県職員

別表

対象文書	公開すべき部分
「行田市森づくり環境再生実行委員会」委員	代表者の氏名
	委員の氏名
	住所のうち、行田市教育委員会及び行田商工会議所に所属する委員に係るもの
	職業のうち、行田市教育委員会及び行田商工会議所に所属する委員に係るもの
	電話番号のうち、行田商工会議所に所属する委員に係るもの
役員名簿	氏名